

# 一般財団法人ちくご川コミュニティ財団定款

令和元年7月18日 制定

令和3年10月23日 改定

令和4年10月22日 改定

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般財団法人ちくご川コミュニティ財団と称する。英文では、Chikugo-gawa Community Foundation Inc.と表示する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県久留米市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 当法人は、市民が主体的に公益を担う社会をつくるために、必要となる資源（資金・情報・スキル等）を循環させる仕組みをつくり、市民組織・団体に対して提供することによって、地域で支え合う社会の実現に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民社会組織（以下、CSO という。）等の資金確保のためのプログラム開発
- (2) CSO 等に対する助成
- (3) CSO 等に対する資金の融資
- (4) CSO 等に対する研修
- (5) CSO を始めとする団体等の新規立ち上げの支援
- (6) 寄付文化の普及啓発
- (7) CSO 活動を支援するために、不動産等の資源を活用する事業
- (8) CSO 活動を行う団体等及び資源提供者に対するコンサルティング事業
- (9) CSO 活動に係る国内外の調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業
- (10) CSO 活動を推進するための普及・啓発物品、寄付金付き物品及び出版物等の販売
- (11) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県の筑後川関係地域において行うものとする。



### 第3章 資産及び会計

#### (財産の拠出)

第5条 設立者は、次の財産を、当法人の設立に際して拠出する。

住 所 福岡県久留米市津福本町 1496 番地 7

設立者 宮原 信孝

拠出財産及びその価額 現金 300万円

#### (財産の種別等)

第6条 当法人の財産は、基本財産及び他の財産2種類とする。

2 基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定の有無に関わらず、寄付を受けた財産については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）に準拠し、その半額以上を公益目的事業（認定法第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）に使用するものとする。

5 財団、特別の基金に関わらず受領した寄付の運営管理費、各支援活動の利用料金、手数料等は、別に定める運営規定に従うものとする。

#### (基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき、基本財産から除外しようとするとき、又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

#### (財産の管理及び運用)

第8条 当法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

#### (事業年度)

第9条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第10条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、監事の調査を受けた上で、理事会の承認を受け、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。



2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項及び第3項に関する情報は、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法においても、一般の閲覧に供するものとする。また、寄付を受けた個人又は団体に対しては、アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて参照を可能とする識別符号を付与し、当該個人又は団体に係る寄付金の用途、決済期日等について、閲覧に供するものとする。

5 当法人が公益認定を受けた場合、代表理事は、認定法施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事3分の2以上に当たる多数の決議を受けなければならない。



2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の決議を受けなければならない。

(会計原則等)

第13条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 当法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第14条 当法人に、評議員3人以上15人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからハまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体



- ③ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員に、当法人の監事の親族その他特殊の関係がある者が含まれないものであること。

3 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者（退任した評議員）の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 17 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 19 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する費用等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更



- (6) 残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定期評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、代表理事は、評議員会の日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は評議員の承諾を得て電磁的方法により、その通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定に関わらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 第1項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する費用等の支給の基準
  - (3) 役員等の責任の一部免除
  - (4) 定款の変更
  - (5) 残余財産の処分
  - (6) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、



過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した理事並びに出席した評議員が、記名押印しなければならない。
- 3 評議員会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載し、又は記録しなければならない。

## 第6章 役員

(役員の設置)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
  - (2) 監事 2人以上
- 2 理事のうち1人を理事長とし、2人以内を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とすることができる。
  - 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 当法人の各理事のうち、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者も含む。）の合計数が、理事総数の3分



の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係があるものとして政令で定めるものである理事の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。  
(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序で、その職務（当法人を代表して行うものを除く。）を代行する。

- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4箇月を超える間隔で 2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事の監査については、法令及びこの定款の定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

(役員の任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 32 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2



以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第34条 当法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事の業務に関する相談に応じること。
- (2) 理事會から諮詢された事項について参考意見を述べること。

3 顧問は、学識経験者等の中から理事会において選任する。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第36条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、非業務執行理事又は監事との間で、同理事又は監事の前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任



限度額とする。

## 第7章 理事会

### (構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 顧問の選任及び解任
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止
- (7) 基本財産の処分又は除外又は担保の提供の承認

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第36条の責任の一部免除及び責任限定契約の締結

### (種類及び開催)

第39条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般法人法第197条において準用する同法第101条第2項又は第3項に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。



(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長、専務理事又は常務理事がこれに当たる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第29条第5項の規定による報告には、適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。



3 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載し、又は記録しなければならない。

(理事会運営規則)

第46条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

## 第8章 委員会

(委員会)

第47条 当法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者等の中から理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(合併等)

第49条 当法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は重要な一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第50条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の不分配)

第52条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第10章 事務局



#### (事務局)

- 第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び部長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を経て任免する。
  - 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
  - 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

### 第11章 会員

#### (会員)

- 第54条 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を会員とすることができる。
- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める「会員の入退会及び会費等に関する規則」によるものとする。

### 第12章 情報公開及び個人情報の保護

#### (情報公開)

- 第55条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### (個人情報の保護)

- 第56条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第13章 公告の方法

#### (公告の方法)

- 第57条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第14章 補則

#### (委任)

- 第58条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第15章 附則

#### (設立時の役員等)



第59条 当法人の設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時評議員 大内田治男、久原正治、伊佐淳、佐藤裕理子、進藤仁子、黒川幸治、江上武幸、森雅徳、渡邊一生、吉武ゆかり、吉永美佐子

設立時理事 宮原信孝、大橋護、坂井尚史、本田一彦、脇田秀喜、中島靖博、於保信高、古賀隆広、樋島亜希子

設立時監事 田中健太郎、藤岡廣子

設立時代表理事 宮原信孝

(最初の事業計画書等)

第60条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定に関わらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第61条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和2年7月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第62条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 福岡県久留米市津福本町1496番地7

氏 名 宮原 信孝

(法令の準拠)

第63条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般財団法人筑後川コミュニティ財団設立のため、設立者宮原信孝の定款作成代理人司法書士樋島亜希子は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和元年7月18日

福岡県久留米市津福本町1496番地7

設立者 宮原 信孝

上記設立者1名の定款作成代理人

福岡県久留米市大善寺町宮本342番地81

司法書士 樋島 亜希子

この写しは定款の原本と相違ありません。

令和4年10月22日

一般財団法人ちくご川コミュニティ財団

代表理事・理事長 宮原 信孝

